

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
理 事 宮城政剛



「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の
公布及び一部施行について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

沖医発第1450号
令和4年12月26日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 安里哲好

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の
公布及び一部施行について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。
本年12月2日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したところです。
同改正法は順次施行されていきますが、大部分は令和6年4月1日に施行されるとの事です。
さらに、令和6年4月より開始される第8次医療計画では、「5疾病6事業及び在宅医療」の6番目の事業として新興感染症発生・まん延時における医療提供体制が記載されることとなります。
想定する新興感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とし、まずはこれまで新型コロナウイルス感染症対応として、各地で築かれてきた保健・医療提供体制を踏まえる方向性となっているとの事です。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしく願いについての追加申し上げます。

記

- ① 都道府県連携協議会の創設と関係者間の連携(令和5年4月1日施行)
- ② いわゆる定点医療機関や新型インフルエンザ等感染症等の発生届出等の電磁的方法による入力努力義務化(一部義務化)(令和5年4月1日施行)
- ③ 都道府県連携協議会による予防計画に関する協議、予防計画の記載事項の充実
- ④ 予防計画、医療計画及び新型インフルエンザ特措法に基づく行動計画の整合性の確保
- ⑤ 第一種協定指定医療機関・第二種協定指定医療機関の新設
下記⑥・⑦の医療機関のうち病床確保、発熱外来または自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む)への医療の確保を担うものは、第一種ないし第二種協定指定医療機関として感染症指定医療機関となる。
- ⑥ 公立・公的医療機関等、特定機能病院や地域医療支援病院による感染症発生・まん延時の医療提供の義務付け

- ⑦ 都道府県等と医療機関等との協定(病床確保、発熱外来、自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む)への医療の確保、後方支援、人材派遣)に関する協議、医療審議会による調整、協定の締結
※実際に発生・まん延した感染症が事前の想定と大きく異なる事態となった場合は、協定内容の見直し等の機動的な対応を行うこととする方向で検討中。
- ⑧ 上記⑥・⑦の履行確保措置の創設(「正当な理由」なく協定や医療提供義務による措置を講じていない場合の勧告・指示・公表、地域医療支援病院等の承認取消)
- ⑨ 流行初期医療確保措置の創設
- ⑩ 上記⑥・⑦の医療機関に対する財政支援
- ⑪ 自宅・宿泊療養者等への健康観察等の地域医師会等に対する委託の法定化
- ⑫ 感染症法第 16 条の 2 に基づく協力要請等の規定の対象として、医師会(「診療に関する学識経験者の団体」)を明確化
- ⑬ 新型インフルエンザ等感染症等の宿泊・自宅療養者等が受ける外来医療・在宅医療の公費負担医療の仕組みの新設
- ⑭ 医療人材の派遣、厚生労働省による広域調整
- ⑮ 物資の確保
- ⑯ 医師・看護師等以外の職種による検体採取やワクチン接種(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等を行ってもなお医師等の確保が困難な場合に限る)

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について

(令和 4 年 12 月 14 日 日医発第 1786 号(地域)(健Ⅱ))

沖縄県医師会事務局業務 2 課:高良・平良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp